

【論文】

戦後日本の青少年教育政策における自立概念の検討

Examining the Concept of “*Jiritsu*” in Japan’s Post-World War II Youth Education Policy

青少年教育研究センター 研究員

大山 宏 OYAMA Hiroshi

要旨

自立は青少年教育政策におけるキーワードとなっているが、その内容は明確に示されておらず、何をもって自立とするかは歴史的・社会的な文脈を踏まえて検討する必要がある。

そこで本稿では、国立国会図書館が公開している国会会議録検索システムを使用し、国会において青少年と自立の関係性がどのように議論されてきたのかの整理を試み、自立に関する議論の変遷について、大きく5つの時期に区分を行った。その結果、当初国家や経済の自立（独立）のために青少年の自立が重視されていたが、次第に自立が教育的課題・政策課題として位置づけられるようになっていった過程が示された。

キーワード

自立、青少年教育政策、国会会議録

1. はじめに：青少年教育政策のキーワードとしての自立

1. 近年の自立をめぐる議論

本稿の目的は、青少年教育の文脈においてキーワードとして用いられることの多い自立の内実について、国会会議録等を対象とし、政策に関連する議論の中でどのように扱われてきたのか、その変遷を明らかにすることである。

青少年や若者の自立については、2000年代に入る頃から政策的課題として論じられるようになった。この時期の自立をキーワードとした青少年教育や若者支援関連の政策としては、1999年の青少年問題審議会答申「「戦後」を超えて—青少年の自立と大人社会の責任—」や2003年の「若者自立・挑戦プラン」、同年「青少年育成施策大綱」、2007年中央教育審議会答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」、2009年「子ども・若者育成支援推進法」等があげられる。

また、こうした政策レベルでの青少年の自立に関する議論は、青少年教育の現場にも影響を及ぼしていたと考えられる。例えば、日本における青少年教育のナショナルセンターと位置づけられる独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下、機構）においても、自立に関する議論は2000年代半ば以降に急激に増加している。図1は機構や、機構が運

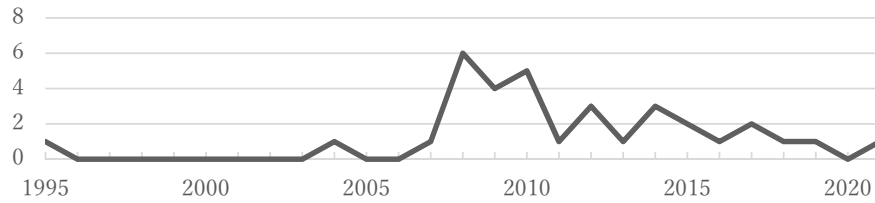


図1 機構で発行した「自立」に関する資料数

営する全国の青少年教育施設（国立青少年自然の家・国立青少年交流の家）から発行されている報告書等の中で、自立をキーワードとしたものの数を示している¹⁾。1995年に国立阿蘇青年の家で実施された事業「いきいき自立友愛寮」の報告書を除き、2007年に国立能登青少年交流の家編「青年の自立 平成18年度」、2008年に国立大雪青少年交流の家編「青少年の総合的な自立支援に関する調査研究 中間報告」が発行される等、2000年代後半に自立に関する事業が展開されていたことがうかがえる。政策レベルでの議論が、青少年教育に関する実践のあり方に影響を与えていたことが示されている。

2. 自立概念を検討する視点

政策における自立の論じられ方には様々な批判もある。中西新太郎は「新自由主義的な政策言語である自立観念」にもとづくなら、自立できていない人間は「生きているだけで社会にコストをかけさせる「お荷物」とみなされる」ことになる」と指摘する²⁾。社会的コストの観点から自立を個人に強く要請する自立のあり方に対しては、生きづらさにつながるものとして多くの批判が寄せられている。一方で、何をもって自立したと考えるかという、自立の内実に関する議論は不十分であった。子ども・若者支援の法制度について検討した大村恵によれば、「若者自立・挑戦プラン」では子ども・若者に経済振興のための有為な存在となることが求められていたのに対し、「子ども・若者育成支援推進法」では憲法や子どもの権利条約に基づいた「最善の権利」の尊重等の視点が含まれている等³⁾、政策ごとに自立の捉え方が異なる状態であった。宮本みち子が移行期の青少年を対象とする施策の弱点が「自立した市民」になる過程での国家の責任が不明確のままだったことにあると指摘するように⁴⁾、自立をどのように捉え、国家や社会がどのように関わるかは明示されてこなかった。

例えば木村元が「自立へのプロセスだけでなく、何が自立であるとみなされるのかも含んで、歴史的・社会的に大きく異なっている」と指摘しているように⁵⁾、何が自立とされるかは、歴史的・社会的な文脈の中で把握される必要がある。そこで、本稿では青少年教育施策における自立がどのように議論されてきたかについて検討する。2000年代以降急激に論じられるようになった青少年教育における自立についても、その内実を理解するためには、そこに至るまでの自立をめぐる議論の展開過程や、社会的な状況を整理しておく必要がある、一貫した自立のあり方が示されなかったとしても、自立をめぐる議論の中にどのような要件が関係づけられていたのかを検討していく必要がある。

II. 研究対象の設定

本稿では、青少年教育政策における自立概念を検討するために、国立国会図書館が公開している国会会議録検索システムを用いて、青少年の自立に関する議論がどのように展開

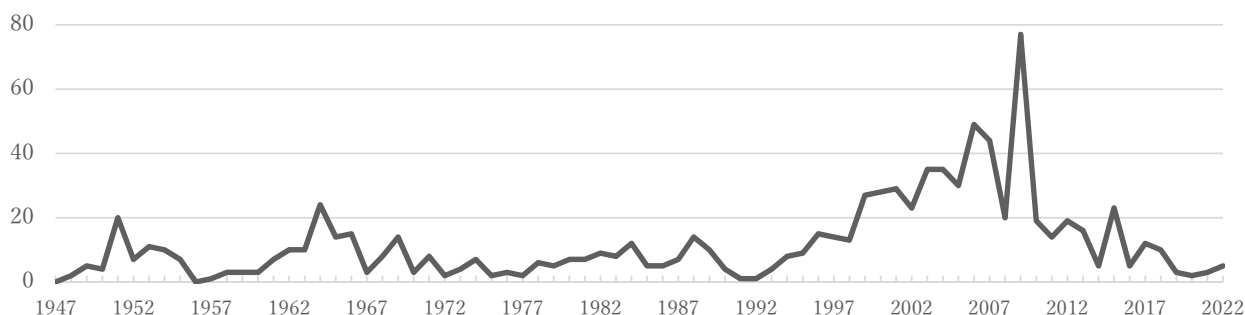


図2 国会会議録検索システム「自立 青少年」検索結果

してきたのかを検討する。具体的には第1回国会が開会された1947年から2022年までの会議録を対象とし、検索システムで「自立 青少年」と検索した結果表示される909箇所の会議録を対象として、青少年と自立の関係性がどのように論じられてきたのかについて検討を行った。ただし、検索システムでは同一の発言の中に「自立」と「青少年」という二つのキーワードが含まれている会議録を全て抽出するため、様々な論点に触れておこなわれる演説等、「自立」と「青少年」が全く異なる文脈の中で論じられている場合も含まれている。また、例えば「障害児」等をキーワードとした場合、福祉的な観点から異なる自立のあり方について論じられていることが予測されるが、本稿では青少年教育施策における自立のあり方を検討することを目的とし、検索キーワードを「青少年」としている。

図2は国会会議録検索システムで「自立 青少年」として検索した結果を年別にまとめたものである。発言箇所の数を見ると、年間10箇所以下の場合がほとんどの中で、1996年の15箇所から2013年の16箇所まで毎年10箇所以上で言及されてきていることがわかる。子ども・若者育成支援推進法が成立した2009年の77箇所をピークとして、2010年代以降は1990年代前半以前とほぼ同数で推移しており、1990年代後半から2010年代半ばにかけて、政治の場で青少年の自立に関する議論が活発化してきたことがうかがえる。この時期の議論を整理することは、現在の青少年教育施策における自立概念がどのように位置づけられてきたのかを明らかにすることにつながると考える。

また、1995年以前に「自立 青少年」に言及している発言の数が特徴的に増加している期間としては、1951年の20箇所をはじめとした1950年代前半、1964年の24箇所をピークとする1960年代前半、年間10箇所を超える「自立 青少年」への言及が複数回みられた1980年代等があげられる。「自立 青少年」への言及は、それぞれの時代における社会情勢の影響を受けながら行われていたはずであり、言及の増減の理由を検討していくことで、社会の動向に対応しながら自立がどのように受け止められてきたのかを明らかにしていくことができると考える。

なお、本稿では会議録から多数の引用を行っているが、その際には発言内容の後に（発言者氏名、発言のあった会議名、発言のあった年）の順に表記をしている。また、参考人等の国会議員以外の発言者の場合、及び国務大臣や内閣総理大臣在任中の発言者の場合、発言者指名の後にその旨を付記している。

III. 自立と青少年をめぐる論点の変遷

本稿では「自立 青少年」の論じられ方について、大きく五つの時期に区分を試みた。

1. 国家・経済の自立と青少年（～1950年代半ば）

1940年代後半から1950年代半ばにかけての自立は、主に国家や経済の自立と関連付けて論じられていた点に特徴が見られる。この時期は社会全体の価値観が大きく変わった時期であり、特に1940年代は政治的にもGHQの指導下に入っていたことで、日本社会や経済の立て直しと、他国の干渉を受けないという意味での国家の自立が大きな課題として認識されていた。青少年には、国家や経済が自立するための担い手となることが期待されたが、同時に青少年の力が必ずしも国家・経済の自立に結びついていないことが課題化された時期でもあり、青少年犯罪対策や不良化対策の文脈から自立に言及されることも少なくなかった。こうした青少年への期待と課題意識は、「自立力行の精神は滔々として地を拂つて、その影を失わんとしておるのであります。而して我等の将来を託すべき青年のあり余る元氣は、ややもすれば労働争議のお先棒に使われたり、或いは刃傷を事とする誤れる町の英雄となつたりしておるのであります。」(田村文吉、第2回国会参議院本会議第21号、1948)や、「酒を飲んで身体を壊したり、精神薄弱になつたり、自立して行けないような、或いは自分で善悪の判断がつかねるような人間は、これからの日本にとって全然無用の人物であります。敗戦の祖国に求められている人間は、身に降りかかる苦難を避けることなく冷静に苦痛を直視して、正面からこれにぶつかつて、これを克服することのできる信望強い(原文ママ)、意志の鞏固な青年でなければならないと信じます。」(佐々井朗人公述人、第7回国会参議院厚生委員会第22号、1950)といった発言に見てとることができる。

また1951年に署名されたサンフランシスコ平和条約によって日本の主権が国際的に承認されてからも、しばらくは日本経済の自立が引き続き論じられ、青少年はその担い手として位置づけられていた。1950年代前半に「自立 青少年」の検索結果が増加するのは、こうした日本の国家としての自立・独立に関連しての言及が増えたためである。「日本の経済の自立というような事柄をどのように解釈してこの法案(執筆者注:1951年に制定された産業教育振興法の条文)ができているのか、又はそれを教育の方面に移して見ました場合に、青少年たちにどういうふうにこれを指導しようとしているのか」(矢川徳光、第10回国会参議院文部委員会第34号、1951)や、「今後の日本経済の自立達成の場合に、どういう産業構造で、どこに重点を置き、そしてどういう形において貿易の増大をはかるかということが、年々歳々百万近くの青少年の新しい労力が日本にはふえて行く、こういつたものをいかに吸収し、消化して行くかという問題とも相からんで、きわめて私は重要な経済自立の前提要件ではないかと思う。」(川島金次、第13回国会衆議院予算委員会第27号、1952)といった発言に見られるように、青少年は日本の経済的な自立を達成するための重要な担い手として位置づけられ、社会全体の経済的な課題に対応するために必要な産業教育等を実施していくことが想定されていた。

2. 産業の自立と就業への着目（1950年代半ば～1970年代前半）

1950年代も半ばを過ぎると、自立をめぐる論調に変化が生じ、会議録の該当発言数も減少する。その要因として考えられるのが、国家・経済の自立が達成されたという認識が広まったことにある。1956年度の経済白書に記載された「もはや戦後ではない」という言葉が流行語になると同時期に、「自立 青少年」の検索結果は1956年に0箇所、1957年にも1箇所のみとなり、「経済自立」のような用いられ方は見られなくなっていく。

1960年代に入ると、再び「自立 青少年」に関する議論が行われるようになるが、その際の自立の論じられ方は1950年代前半までとは少し異なっていた。この時期は日本経済の急速な発展とともに、農村部から都市部への若年人口の流入が社会現象として課題化され、自立もこれに関連する形で論じられるようになっていく。1960年に農林漁業基本問題調査会答申で自立農家の育成への言及があり、さらに1961年に農業基本法が制定されると、農業だけで生計をたてられる自立農家の担い手としての期待が青少年に寄せられるようになる。同時に、農村部から都市部に流出した若年労働者についても、就業によって生活を成立させていくという意味での自立が論じられるようになっていく。「とりもなおさず農村において必然的、合理的に出てくるであろう青少年に対しまして、新たなる教育の場を提供し、よって安定的な半失業者的な立場から完全に自立できる職場に導き入れたい」(荒木萬壽夫国務大臣、第38回国会衆議院文教委員会第24号、1961)という見解等は、安定的な職を持つことが自立につながるという認識を、広く青少年一般に対して適用した初期の議論だと考えられる。

この後、就業によって自身の生活を成立させ、ひいては社会保障制度等で公的資金の投入を受けないことを自立とする文脈が継続的に見られるようになっていく。例えば「社会保障の要諦は、救済を要せざる人、自立のできる人をつくり上げることです。経済の繁栄により完全雇用の状態を実現いたしましても、健康でなければ就職の機会をつかむことはできないのであります。」(賀屋興宣、第43回国会衆議院本会議第3号、1963)という発言では、公的な救済を必要としないことが自立であり、自立を達成するために就業を必要とする構造が示されている。また、こうした自立のあり方は非行少年対策の文脈でも論じられるようになり、「非行を犯した少年の自立、更正をはかっていくという問題があります。この面におきまして少年院における職業訓練、矯化活動の充実、強化が第一でありまして、第二に保護観察の充実、強化の問題があります。」(桂正昭、第46回国会衆議院文教委員会第30号、1964)のように、職業訓練が重視されるようになっていく。こうした自立のイメージは、乾彰夫が「戦後日本型青年期」として、就業によって生活を成立させていく生き方が想定されるようになったと指摘する内容にも合致する⁶⁾。都市部に人口が集中し、賃労働に就く青少年が増加する中で、そうした流入青少年に対しては、就業によって産業・経済を支えていくことが期待されるようになっていった。

3. 教育的課題としての自立(1970年代前半～1990年代前半)

1970年代以降も就業に関連した自立への言及は続くが、一方でこの時期に自立をめぐる新しい議論が行われるようになり、他者に迷惑をかけないことが青少年に期待されるようになっていく。このことを端的に示す会議録が、「どんな人になってほしいですかというのを聞きますと、これは大体、赤軍事件ぐらいを境目にいたしまして大変大きく変わっております。それまでは、いわば自立できる人とか、自主的な人間、あるいは個性を伸ばすなどということが大変多く返ってくる答えだったんですけど、どうも赤軍事件で、これはマスコミも悪かったと思うんですが、親を大ぜい引っ張り出しまして、そして親の顔が見たいなんてやって、まあ親たちはあれでふるえ上がってしましまして、その後から親たちが口をそろえて言うことは、まず人に迷惑をかけない人間になってほしいということ」(樋口恵子参考人、第75回国会参議院文教委員会第17号、1975)であり、何よりも他者

に迷惑をかけないことが青少年に求められるようになっていたことがわかる。

そして、青少年に求められることが変わるにつれて、自立として語られる内容にも変化が見られるようになる。1970年代以降の自立に関する議論の最大の特徴は、最終的に就業等を達成することで自立に到達するという認識とは異なり、自立を教育上の課題と位置づけ、段階的に指導するべきものとしている点にある。「大人になっていく過程においていろいろむずかしい問題に直面をいたします。いろいろな意味で自立をしていかなければならないのですが、それまで（執筆者注：思春期に至るまで）依存をしてきております。」（永井道雄国務大臣、第75回国会参議院予算委員会第13号、1975）という発言に端的に表れているように、自立は大人になっていく過程で、それまで他者に依存していたことを自身の手でできるようになることとして位置づけられるようになっていく。また、「今度は大体幼稚園の年代でございますが、五、六歳ぐらい、大ざっぱに言えばその年代とお考えいただきたいわけですが、このあたりの発達課題というのは自立感ということですよ。」

（坂本昇一参考人、第84回国会衆議院文教委員会第23号、1978）のように、幼児期の発達課題として自立という言葉を用いる事例も登場し、発達段階に応じた自立のあり方が検討されるようになっていく。

ここで重要なのは、自立と称して具体的にどのような内容が青少年に求められていたのかである。これについては、「たとえば児童の自立心とか忍耐力、あるいは連帯意識などが日本の子供にはやや希薄なのではないか」（松浦泰次郎政府委員、第87回国会衆議院内閣委員会第13号、1979）や「少年自身の問題といたしましては、よく言われることでございますが、自立心や耐性が少ない、あるいは自己中心的で社会との連帯感あるいは批判意識が乏しいといった問題があるわけでございます。」（谷口守正政府委員、第96回国会参議院地方行政委員会第10号、1982）、「問題は、子供の自制心が非常に不足するようになった、自立心が不足するようになった、物の豊かさに応じてしんぼう強さがなくなった。」（瀬戸山三男国務大臣、第100回国会衆議院行政改革に関する特別委員会第9号、1983）等、「忍耐力」や「耐性」、「自制心」等の、自己を抑制する特性と自立が並行して論じられている事例が複数見られる。この他「連帯意識」や「思いやり」「公共心」といった単語も併せて用いられることが多く、自己を抑制し、他者に迷惑をかけず、社会に貢献することが、自立に関連する項目とされるようになっていたことがうかがえる。

4. 「主体性」と「自己責任」による自立（1990年代前半～2000年代前半）

第14次国民生活審議会総合政策部会報告書「個人の自立と社会参加」（1995）によれば、戦後の日本において企業中心の経済社会の仕組みが形成されてきた一方で、経済社会環境の変化のなかで、個人主義的な考えの浸透や私生活の充実を求める意識の高まり等から個人の自立が重要となっており、「人間として多面的な側面を備えた個人が、企業優先の生き方を志向する組織中心の価値観ではなく、独立した「個人」としての価値観をもって、その自覚と責任の下に、多様な領域において自己実現を試みていくこと」⁷⁾が不可欠になっている。また、ここで論じられている個人像は、既存の組織に「忍耐力」によって埋め込まれるのではなく、「自立した個人が自己責任を伴いつつ、自らの判断で自由な選択、行動をとっていくこと」⁸⁾を重視するものであった。これは青少年にとっては、企業社会を前提とし、企業への統合によって成立する戦後日本型青年期からの転換を意味するものであり、

青少年を取り巻く言説が大きく変化していることをうかがわせるものとなっている。

1990年代半ばは、国会で青少年の自立をめぐる議論が活発化した時期でもある。この頃の自立の用いられ方は、教育の課題として認識されているという点では1970年代からの傾向を引き継いでいる一方で、「今日、個性豊かな自立した人間性を育てるため、学歴偏重の弊害を是正しつつ、主体的、創造的に生きていく能力を育て、一人一人のよさや可能性を伸ばす教育を目指して教育改革を推進し、生涯学習社会の構築を図っていくことは、文教行政の最大の課題であります。」(赤松良子国務大臣、第129回国会衆議院文教委員会第2号、1994)や、「自立した個人をどうやってつくっていくのかという御質問がありました。

(中略)みずからの問題意識を持って自分なりの答えを出していく、その実現に向けて努力できる力や倫理観とか責任感、こうしたものを備えた人間を育てる教育への転換を目指さなければなりません。」(橋本龍太郎内閣総理大臣、第142回国会衆議院本会議第13号、1998)のように、判断や選択の主体となっていくと同時に、その判断に対して責任を持つことが求められるようになる。その際に自立と併せて用いられることが多いのが「個性」や「主体性」、「創造性」といったキーワードである。

また、先述の橋本内閣総理大臣の発言にもあるように、自立した個人をどのようにつくるのかという、具体的な制度や教育課程について論じる内容が増えていることもこの時期の特徴であろう。そして、青少年にどのように自立を教えていくのかという議論の中で注目されたのが「体験」であった。「青少年が、いろいろな人間関係とか、自然体験あるいは社会体験、そういったものを通じて社会性とか主体性を習得して、個性を伸ばしていけるような多様な活動の場を提供していくこと」(馳浩、第150回国会衆議院青少年問題に関する特別委員会第2号、2000)の必要性を論じた意見や、「子供の社会性をはぐくみ、自立を促し、人間性豊かな日本人を育成する教育を実現するためには、青少年が教育現場や広く社会においてさまざまな体験的な活動を行うことを通じて、思いやりの心や社会の構成員として奉仕の心を養うことができるような仕組みを整えていくことが重要であると考えます。」(森喜朗内閣総理大臣、第151回国会参議院本会議第2号、2001)といった意見に見られるように、「体験」によって主体性を育み、自立した個人となることが想定されていたのである。ただし、何を体験することが求められているのかについては、「自然体験やあるいは社会体験」といった表現があるのみで、具体的な内容は示されていない。

5. 政策課題としての自立と家庭・地域への着目(2000年代前半～)

2000年代に入ると、青少年の自立が政策的課題として位置づけられるようになり、様々な法制度が整備されるにつれて、国会における「自立 青少年」に関する言及の数も増えていった。2000年代に入る頃からは、「自立 青少年」に関する会議録を見ても、具体的な答申や法律案に対する質疑が増加しており、2000年代の検索結果が毎年20箇所以上となっている理由の一つはここにあると考えられる。

また、政策的な課題として位置づけられる中で、青少年の就業に再び注目が集まるようになったことも、この時期の議論の特徴であった。2003年から実施された「若者自立・挑戦プラン」は、計画段階では「青少年育成の基本理念ですとか、それから中長期ビジョン」といったようなものを示すものとしていきたい。それから、この懇談会の内容にもいろいろ御指摘いただいております、例えば青少年の社会的自立ですとか、あるいはいろいろな

困難を抱えた青少年の支援方策といったような分野横断的な重点課題、それから、乳幼児から青年時までの年齢期ごとの施策の基本的方向、こういったものを盛り込むことを考えております。」（山本信一郎政府参考人、第156回国会衆議院青少年問題に関する特別委員会第3号、2003）と、青少年育成の基本理念を示すことが目指されていたが、実施後の「企業実習と一体となった教育訓練の実施、地域が民間を活用して実施する若者向けの職業紹介など、若者自立・挑戦プランを実施します。」（小泉純一郎内閣総理大臣、第159回国会衆議院本会議第1号、2004）や「額に汗して働くことの大切さなど勤労観、職業観をはぐくみ、明確な目的意識に基づく就業を促す若者自立・挑戦プランを推進します。」（河村建夫国務大臣、第159回国会衆議院文教科学委員会第1号、2004）等の発言からは、青少年の雇用対策としての側面が強く意識されていたことがわかる。雇用問題が青少年の抱える大きな課題として位置づけられており、実際に2004年以降、「自立 青少年」に関する会議録でも、「ニート」や「フリーター」といった単語が散見されるようになる。

そしてもう一つ、この時期の自立をめぐる議論の特徴といえるのは、青少年を取り巻く環境としての、家庭や地域への着目である。実際には自立が教育的課題として位置づけられる中で、1990年代には既に家庭や地域の役割が変化していることに対する言及が見られていたが、2000年代に入り自立が政策的課題となると、「家族の崩壊、家庭の教育機能の低下が言われ、青少年が規範意識、道徳心、自立心を低下させていると指摘されて久しいものがあります。」（松山政司、第156回国会衆議院憲法調査会第5号、2003）のように家庭や地域の変化を自立に関する課題として位置づける議論や、「地域をどう子どもたちのためにつくりかえていくのか、家庭をつくりかえていくのか、何が失われたのか」ということの議論が私は一番大切だと思うんですね。その結果、自立した、そして健やかな子どもが育っていくんだというふうに思っています。」（荒井聰国務大臣、第175回国会衆議院青少年問題に関する特別委員会第4号、2010）のように、青少年のための地域社会や家庭環境を構想する議論が見られるようになる。これらは、それまで青少年の社会への貢献を目的として自立が論じられる構造が多かったのに対し、青少年の自立を達成するための社会の役割に着目した点で特徴的であった。

IV. 自立をめぐる議論の変遷

本稿では「自立 青少年」に関する国会での議論の流れを、大きく五つの時期に区分して整理を試みた（表1）。その結果、自立をめぐる議論は、社会や経済の変化や、その中で想定される青少年像の変化の影響を強く受けながら変遷してきたことが改めて示唆されており、自立概念が歴史的構築物であることが確認できる結果といえる。

もともと自立は明治期に、国家の独立を目指す書生・学生らが社会の担い手を自認する際に用いた言葉であり、国家や社会のあり方と個人の生き方を結びつけるものでもあった⁹⁾。太平洋戦争終戦直後も同様に、自立は国家や経済という大きな枠組みのあり方と結びつく言葉として用いられており、自立概念を通して社会全体の枠組みを問い返すような視点があったが、戦後復興が終わり、根本的な立て直しの必要が薄れたと思われたことで、自立を通して国家・社会を問い返す姿勢も薄くなったのではないだろうか。

その後の自立をめぐる議論の変遷は、自立を教育的課題・政策課題の一つとして位置づけるようになっていった点に最大の特徴があった。1970年代前半以降、自立を大人になる

表1 国会における自立をめぐる言説の時期区分

	時期	時代背景	青少年の位置づけ
国家・経済の自立	～1950年代半ば	戦後復興期。日本社会や経済の立て直しと、他国の干渉を受けない自立が求められる。	新しい社会の構築や、国家や経済の自立を達成するための担い手として位置づけられる。
産業の自立	1950年代半ば～1970年代前半	経済復興は達成されたと認識され、農林部から都市部への人口流入が課題化される。	都市部に流入した青少年を主な対象に、就業によって産業・経済を支えることが期待される。
教育的課題としての自立	1970年代前半～1990年代前半	連合赤軍事件を契機として、「人に迷惑をかける」ことが強く求められるようになる。	教育上の課題として、忍耐力等の用語を用い、発達段階毎の自立のあり方が言及される。
「主体性」と「自己責任」による自立	1990年代前半～2000年代前半	バブル崩壊頃から、企業を優先する生き方からの転換が主張されるようになる。	企業に依存せず、自己責任において選択・行動の主体となることが求められる。
政策課題としての自立	2000年代前半～	青少年の自立が政策上の課題となり、特に2000年代は国会での言及が大幅に増加する。	政策課題として位置付けられる中で、家庭や地域等の青少年を取り巻く環境が着目される。

過程の発達課題として、教育的課題として位置づけることで、個々の青少年の資質・能力の問題として捉えられるようになり、「忍耐力」や「耐性」、「自制心」等の個人の特性が自立の要素として言及されるようになる。また2000年代に入り、自立が政策課題として位置づけられるようになる中で、個人の特性となっていた自立を達成するために、家庭や地域の役割が問われるようになっていった。自立の教育的課題化・政策課題化は、国家や経済の自立のために青少年の自立を目指すという、青少年の自立を通して国家や社会のあり方を問い直す構図から、青少年個々人の資質・能力としての自立の達成のために地域社会のあり方を考えるという、社会のあり方を通して青少年の自立を検討する構図へと、自立をめぐる論点を変えていったといえる。実際には2000年代以降にも、青少年の自立を通して社会を検討する視点がなくなったわけではないが、それでも自立をめぐる論点の整理から、青少年と社会の関係性の変化を見てとることができる。

また、1990年代に見られた自立をめぐる議論の変化からは、教育課題としての自立の内実が、青少年に期待されるライフコースの影響を強く受けていたことがうかがわれる。企業社会が維持されていた期間は、青少年には企業等の既存の組織に入ることで生活を安定させることが期待されており、そのために忍耐力等が求められていた。しかし1990年代に入り、戦後日本型青年期が解体されるにつれて、既存の枠組みに当てはめるのではなく、自らの責任において自らの生き方を決める主体性や個性が求められるようになったと考えられる。さらに、個性や主体性をどのように教育すればよいのかが課題となり、内容が明確でない「体験」に言及されるようになる。一方で青少年の就労の問題は次第に社会的な課題として認識されるようになり、主体性や個性を前提として改めて就労の問題に接続され直すという構図がつくられている。

木村は戦後日本型青年期の解体を前提としつつ、日本社会が企業社会的な自立ルートに固執し、その範疇から外れる「フリーター」や「ニート」の増加を危惧していると指摘した上で、「戦後青年期」の時代の自立像を前提にした「危機」認識だけでは不十分とし、現代の時代に即した「自立像」の模索が必要となってきたという状況認識は、今日の研究の多くが共有するところではないか¹⁰⁾と論じているが、こうした批判は自立のあり方について、教育的課題や政策課題としての検討にとどめるのではなく、より根本的な模索を求めるものとして捉えることができるのではないか。つまり、青少年個々人の自立の達成をどう実現していくかを検討するだけでなく、青少年が自立していく中で社会がどのように問い直されるかに目を向けていくことが必要なのではないだろうか。

V. おわりに：本稿の到達点と課題

本稿では第1回国会が開催された1947年から2022年を対象とし、国会において「自立」と「青少年」をめぐる議論がどのように進められてきたのかの整理を試み、その結果五つの時期区分に整理を行い、自立に関する議論が歴史的に変化した時期を示した。また自立が教育的課題・政策課題として位置づけられるにつれ、個々の青少年の資質・能力の問題として位置づけられるようになり、その能力を身に付けさせるために社会のあり方が検討されるようになっていく過程が明らかになっている。これらは現代における自立を模索するための重要な視点を提供するものであり、本稿の重要な成果であると考えられる。

一方で、本研究で対象としたのは国会会議録であり、政治の場面における議論に限定されている点に限界がある。国会における議論も、それぞれの時代における社会状況等を背景として行われていたはずではあり、また制度としての青少年教育のあり方に直接的に結びつくものとはいえるが、一方で市民の生活実態を伴った視点には欠けており、青少年の自立について扱った書籍や資料を対象にさらなる検討が待たれる。また、特に教育としての自立に関する国会における議論は、大人世代から青少年世代に向けて期待されるライフコースのイメージを反映したものではあるが、青少年自身の思いをくみ取るものではないと考えられる。この点についても、今後の検討が待たれるところである。

引用文献・参考文献・注

- 1) 機構内に設置されている青少年教育情報センターの蔵書を対象に、「自立」をキーワードとして検索した結果のうち、機構や機関が運営している青少年教育施設から発行されているものを選出した数。
- 2) 中西新太郎「構造改革時代を生きる一子ども・若者の現在」『現代と教育 78 子ども・若者の「生きづらさ」をどうつかむか』桐書房、2009、p. 8
- 3) 大村恵「子ども・若者関連法と自治体青年事業の課題」『月刊社会教育』58(6)、国土社、2014
- 4) 宮本みち子「コメント：若者の自立政策のタイプ」『学術の動向』20(4)、公益財団法人日本学術協力財団、2015
- 5) 木村元「序章 「青年の自立と教育」の社会史を目指して」橋本紀子・木村元・小林千枝子・中野新之祐編『青年の社会的自立と教育 高度成長期日本における地域・学校・家族』大月書店、2011、p. 11
- 6) 乾彰夫『〈学校から仕事へ〉の変容と若者たち—個人化・アイデンティティ・コミュニティ』青木書房、2010
- 7) 経済企画庁国民生活局編『第14次国民生活審議会総合政策部会報告 個人の自立と社会参加』大蔵省印刷局、1995、p. 66
- 8) *Ibid.* p. 21
- 9) これについては以前、明治期から1950年代までの青年の自立に関する議論をまとめているので、そちらを参照されたい。大山宏「青年期に求められる自立に関する歴史的検討」『日本の社会教育第61集 子ども・若者支援と社会教育』2017、pp. 54-63
- 10) 木村元、*op. cit.*, p. 12